

1 法務関係

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
法曹人口の大幅増員等 (司法制度改革推進本部、法務省)	a 平成14年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には、合格者数1,500人程度を達成する。	結論	結論に従った所要の措置(平成14年の合格者数を1,200人程度に増加)		(法務省) 司法制度改革審議会意見において、「平成14年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験の合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。」とされたことを踏まえ、司法試験管理委員会は、平成13年11月9日、平成14年度以降の司法試験について、司法制度改革審議会意見を最大限尊重することを決定し、これを受けて、同年度の司法試験合格者は1,183名(昨年度に比べて193名増加)となっており、今後も、同意見の内容に沿った措置が講じられる見込みである。	
	b 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとされている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。	調査・検討	調査・検討	調査・検討		
隣接法律専門職の法律事務の取扱い範囲の見直し等 (法務省、経済産業省)	a 隣接法律専門職種のうち、司法書士(簡易裁判所での訴訟代理権)及び弁理士(特許権等の侵害訴訟での代理権)については、早急に所要の権限を付与するための措置を講ずる。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布	司法書士について措置(4月施行予定) 弁理士について措置(公布後1年以内に施行予定)	(法務省) 司法書士に対して簡易裁判所での訴訟代理権を付与するための司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(平成14年法律第33号)が平成15年4月1日に施行された。 (経済産業省) 弁理士法の一部を改正する法律(平成14年法律第25号)が平成15年1月1日より施行された。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 税理士については、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設する。 【税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)及び平成13年財務省令第58号】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(財務省) 平成14年4月1日施行	
司法試験合格後の民間実務経験者等への法曹資格の付与 (司法制度改革推進本部、法務省)	企業法務等の位置付けについても検討を行い、少なくとも、司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を経た者について法曹資格の付与を行うための具体的な条件を含めた制度整備を行う。		法案提出		(司法制度改革推進本部・法務省) 司法試験合格後に所定の法律関係事務に従事し、かつ、所定の研修を修了した者に対する弁護士資格の付与等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出。	
弁護士法第72条の見直し (司法制度改革推進本部、法務省)	弁護士法第72条について、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化する。		検討、措置		(司法制度改革推進本部・法務省) 弁護士法以外の法律において同法第72条の例外が定められている旨を明確化すること等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出。 また、その他の同条の規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性の確保の方策については、現在、推進本部事務局に置かれた法曹制度検討会で議論を進めている。	
弁護士事務所の法人化 (法務省)	弁護士事務所の法人化を可能とするための所要の措置を講ずる。 【弁護士法の一部を改正する法律(平成13年法律第41号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(法務省) 平成14年4月1日施行	
外国法事務弁護士と弁護士との提携 (司法制度改革推進本部、法務省)	日本法及び外国法を含む包括的、総合的な法律サービスを国民・企業が受け得る環境を整備する観点から、外国法事務弁護士と弁護士による包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスがあらゆる事案について提供できるよう、司法制度改革審議会意見書をも踏まえて、特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を講ずる。	検討	法案提出		(司法制度改革推進本部・法務省) 外国法事務弁護士についての弁護士の雇用及び弁護士との共同事業等に関する規制の緩和等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
弁護士の活動領域の拡大 (司法制度改革推進本部、法務省)	弁護士は、公職への就任が制限され、営利企業に所属する場合には所属弁護士会の許可を必要とされているが、弁護士の活動領域の拡大を進める見地から、司法制度改革審議会意見書を踏まえて、これらの公務就任の制限等を届出制移行により自由化する方向で必要な措置を講ずる。	検討	法案提出		(司法制度改革推進本部・法務省) 弁護士法上の公務就任の制限を撤廃し、弁護士が営利業務に従事する場合につき、これまでの許可制から届出制に移行すること等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出。	
弁護士情報の公開の拡充 (法務省)	第三者評価の導入の可否を含め、利用者に有益な弁護士の専門分野や実績等についても広告対象とすることについて、日本弁護士連合会に対し、必要な協力を行うとともに、所要の措置が早期に講じられるよう要請する。	措置済				
登録・入会制度の在り方見直し (法務省)	規制改革委員会の見解及び司法制度改革審議会の意見書を踏まえ、 (a) 日本弁護士連合会及び弁護士会において、弁護士会の運営に国民の声を一層反映させるため、役員に資格者以外の者を任用することなども含めその方策を検討すること、 (b) 弁護士の懲戒制度について、早期に透明化、迅速化、実効のための所要の改善措置を講じ、当該資格者の氏名を含めて懲戒処分の内容を官報に公表した上で、その他の媒体にも公表すること、 (c) 日本弁護士連合会及び弁護士会について、業務及び財務等に関する情報を公開することについて、日本弁護士連合会に対し措置を要請する。	措置済				
民事訴訟における訴え提起の手数料の見直し (司法制度改革推進本部、法務省)	民事訴訟の訴え提起の手数料については、スライド制を維持しつつ、必要な範囲でその低額化を行う。		法案提出		(司法制度改革推進本部・法務省) 訴えの提起等の手数料について、必要な範囲で低額化を行うこと等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ADRの整備 (司法制度改革推進本部、法務省)	a ADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理)の制度基盤の一つとして、UNCITRAL(United Nations Commission on International Trade Law: 国連国際商取引法委員会)における検討等の国際的動向を見つつ、仲裁法制(国際商事仲裁を含む。)を早期に整備する。		法案提出		(司法制度改革推進本部) 仲裁手続について、UNCITRALが作成した国際商事仲裁模範法に沿い、仲裁契約を書面等による要式契約とし、当事者間に合意がない場合の仲裁人の数を3人とし、仲裁判断の取消しの事由を整備するなど、必要な事項を定める「仲裁法案」を第156回国会に提出。	
(司法制度改革推進本部及び関係府省)	b 総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成15年度末までに所要の措置を講ずる。	検討、措置			(司法制度改革推進本部) ADR検討会において、総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討中。	

イ 商法・民法の見直し

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
無議決権優先株の発行枠拡大及び優先株発行手続の簡素化等 (法務省)	資金調達手段の多様化の観点から、無議決権優先株の発行枠拡大や優先株の発行手続の簡素化等について、制度を整備する。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(法務省) 平成14年4月1日施行	
トラッキング・ストックに関する制度の整備 (法務省)	株式会社による資金調達手段の多様化を図る観点から、トラッキング・ストック(部門・子会社業績連動配当型株式)について制度の整備を行う。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(法務省) 平成14年4月1日施行	
種類株主の取締役の選解任権 (法務省)	各クラスの株主にそれぞれクラスごとに定められた一定数の取締役の選解任権を与えるような形の種類株式の発行を解禁する。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布 措置(公布後1年以内に施行予定)		(法務省) 平成15年4月1日施行	
1株当たり純資産額規制の廃止及び株式分割時における株式発行授權枠の拡大 (法務省)	株式の流動性を確保する観点から、1株当たりの純資産額の規制を廃止するとともに、株式分割時における株式発行授權枠を拡大する。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第79号)】	措置済 (10月施行)				
検査役調査制度の改善 (法務省)	検査役調査制度について、現物出資等の際の検査役調査に代わるものとして、弁護士等の専門家による財産の価格の証明制度を拡充する。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布 措置(公布後1年以内に施行予定)		(法務省) 平成15年4月1日施行	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
取締役会及び監査役会の在り方及び株主代表訴訟制度の改善(法務省)	コーポレート・ガバナンスの実効性をより高める観点から、業務執行機関と監督機関の分離、社外取締役監査と監査役監査との間の選択制の採用、取締役・監査役・執行役員の権限の明確化、完全子会社における法制の簡素化、株主代表訴訟制度の改善等について検討するとともに、商法の強行法規性の緩和を図る方向で、機関の在り方の見直しを行う。(第154回国会に關係法案提出) 【商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(平成13年法律第149号)(株主代表訴訟制度の改善等について)】	法案提出	法案成立後公布 措置(公布後1年以内に施行予定)		(法務省) 平成15年4月1日施行	
株主総会制度の改善(法務省)	株式会社の経営の効率化を図り、その業務執行の適正を確保することにより、株主の権利を実現するという観点から、株主総会については、株主総会特別決議の定足数の見直し、株主名簿の閉鎖期間及び基準日の期間の制限の廃止又は緩和、株主提案権行使期限の繰上げ、株主総会の決議事項の軽減、会社の情報の適正な開示の在り方について、これらが相互に密接に関連するものであることに留意しつつ、検討し、改善する。 (第154回国会に關係法案提出)	法案提出	法案成立後公布 措置(公布後1年以内に施行予定)		(法務省) 平成15年4月1日施行	
ストック・オプション制度の改善(法務省)	ストックオプション制度に関して、発行手続の簡素化、付与対象者の拡大、付与限度枠の拡大等を図る。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(法務省) 平成14年4月1日施行	
商業帳簿等の電子化(法務省)	システム化による業務効率向上を図る観点から、監査報告書、株主総会議事録、取締役会決議議事録について、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、電子データによる作成・保存を認める。 定款等についても、同様の観点から、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、書面での作成及び備置きは不要とする。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(法務省) 平成14年4月1日施行	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
株主総会の招集通知の電子化 (法務省)	インターネットや電子メール経由による招集通知を希望する株主に対しては、企業のコスト軽減、環境への配慮の観点から、インターネットや電子メール経由での通知を認める。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(法務省) 平成14年4月1日施行	
株主総会における議決権行使の電子化 (法務省)	株主総会参加のための時間・距離・コストの制約を取り除き、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から、株主が希望する場合には、議決権行使書面の電子化を認めるための所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(法務省) 平成14年4月1日施行	
電子媒体による株式会社の公告の実現 (法務省)	企業のコスト削減の観点、インターネットのメディアとしての普及具合等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて、検討を行い結論を得た上で所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		(法務省) 14年4月1日施行(決算公告についてのみ) なお、決算公告以外の公告事項については、平成15年中に電子媒体による公告を可能とするための商法改正法案提出予定。	
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 (法務省)	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早める。	検討			(法務省) 本店及び支店の登記の申請の一括化については、平成16年度中の商業登記申請のオンライン化と併せて、その実現に向けて検討を行っているところ。 なお、商業登記情報のコンピュータ化については、できる限り早期の完了を目指し、登記所ごとに順次実施しているところ。	
商法開示と証券取引法開示の調整 (法務省)	企業情報の開示の在り方について、証券取引法に基づく財務諸表(個別企業の財務諸表)との整合性が確保されるよう、商法及び法務省令の規定を整備する。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布 措置(公布後1年以内に施行予定)		(法務省) 平成15年4月1日施行	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
私法上の事業組織形態の検討 (法務省、財務省)	合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を開始するとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。		検討開始		(法務省) 私法上の問題点については、平成17年の法案提出を目的とする商法の現代化の作業の中で検討中。	
商法の平仮名・口語化及び有限会社法制の抜本的見直し (法務省)	片仮名・文語体である商法を平仮名・口語体にする。また、有限会社を中心とする中小会社法制について、閉鎖的な会社の特質に見合ったものとする。 (平成17年を目途に法案提出)	検討	検討	検討	(法務省) 平成17年を目途に法案を提出するため、法務省内で検討中。	
民法の平仮名・口語化を含めた財産法制の抜本的見直し (法務省)	社会の変化や経済の発展に伴い、新たな形態の取引が登場してきていること等にかんがみ、民法の契約に関する規定を現代社会に一層適合したものとする等、契約法制を中心に債権債務関係規定の一層の合理化を図るとともに、民法(第1編から第3編まで)を平仮名・口語体とする。 (平成17年を目途に法案提出)	検討	検討	検討	(法務省) 平成17年を目途に法案を提出するため、法務省内で検討中。	
倒産法制の整備 (法務省)	会社更生法に関して、更生手続開始の条件の緩和や債権確定手続の迅速化のための見直し等も含めて総合的な検討を行い、会社更生手続が、企業の迅速かつ円滑な事業再建を可能とする透明性の高い手続となるよう会社更生法を改正する。 また、過剰債務を抱える企業の迅速な清算が可能となる環境の整備を図るため、破産法を改正する。	検討	会社更生法は14年度国会提出、破産法は15年度国会提出		(法務省) 平成14年12月6日、会社更生法が成立し、同月13日に公布された。 法制審議会倒産法部会において、破産法等の改正案の審議を継続中。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
競売の実効性確保 (法務省) <住宅アの再掲>	<p>民法(明治29年法律第89号)第395条の短期貸借借保護制度については、抵当権に後れる賃借権で事前に抵当権者が合意しないものは競売実施後の存続を一切認めないなど、廃止を基本として検討する。</p> <p>また、以下の点を含め、競売制度については担保制度に関する制度面、運用面の両面について必要な見直し・改善を検討する。</p> <p>(a) 競売参加者による物件内覧の機会の拡充</p> <p>(b) 占有の正当性を占有者が挙証できない場合につき占有権原を否定する途を開くこと</p> <p>(c) 民事執行法(昭和54年法律第4号)の保全処分など占有排除に関する処分については、当事者を確知できなくともその物件の占有者に対して効力が及ぶような立法措置</p> <p>(d) 最低売却価額の制度の在り方</p> <p>(e) 競売物件の瑕疵担保責任の在り方 (次期通常国会に関係法案提出予定)</p>	検討	措置(法案提出)		<住宅ア 参考>	

ウ その他

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ITに係る刑事基本法制の整備 (法務省)	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。 a 平成13年中に、刑法において、支払用カードの偽造等の犯罪に関する罰則を整備する。 【刑法の一部を改正する法律(平成13年法律第97号)】	措置済 (7月施行)			(法務省) 法務大臣を本部長とする経済関係民刑基本法整備推進本部において、海外法制に関する調査を行うなど、ハイテク犯罪に対する罰則の整備やコンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備等の検討を行っている。	
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。	必要に応じて法整備				
外国人IT技術者受入れ関連制度の見直し (法務省)	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受入れ関連制度の見直しについて検討を行い、所要の措置を講ずる。 【平成13年法務省令第79号(平成13年12月28日施行)により制度改正を実施、新制度の下で補充的に必要な措置を、平成13年法務省告示第579号(平成13年12月28日施行)のほか、14年度以降、逐次実施】	平成13年度中に検討・結論 結論に基づき逐次実施			(法務省) 「技術」の在留資格に関し、法務省告示で定める国内外の情報処理に関する試験の合格者等について学歴又は実務経験要件を問わないこととする特例措置の対象に、韓国の情報処理に関する試験等を追加した(平成14年法務省告示第302号(平成14年7月19日施行))。	